

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 至誠学舎東京

至誠学舎東京では、女性を含む職員全員が働きやすい環境の整備に取り組んでおります。女性をはじめとする職員一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、職業生活と家庭生活を両立しながら活躍できるよう、次の通り行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

### 2. 目標

- (1) 出産・育児・介護・結婚を理由とした離職0を目指す。
- (2) 出産・育児・介護、結婚に伴う転居等を理由とした退職者の再雇用を積極的に受け入れ、中途採用者数に占める割合5%以上を目指す。

### 3. 取組内容と実施時期

#### (1) 短時間正職員制度の導入

##### ① 内容

介護や「小学1年生の壁」等の理由で一時的な働き方の変更に必要な正職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための短時間正職員制度を導入します。

##### ② 実施時期

令和3年度～ 制度検討に向けた課題整理  
令和4年度～ 課題への対応及び制度設計  
令和5年度～ 新制度導入

#### (2) 出産・育児・介護、結婚に伴う転居等を理由とした法人内外の退職者に対する再雇用制度の活用

##### ① 内容

出産・育児・介護、結婚に伴う転居等を理由に退職した当法人の職員・準職員については名簿管理を行い状況把握に努める。また、前述の理由で当法人以外の事業所を退職した方及び状況把握により再就職の意思がある当法人退職者を対象に積極的な再雇用の呼びかけを行い、再雇用支援研修や支援制度の活用を勧める。

##### ② 実施期間

令和3年度～令和8年度

#### (3) 管理職への雇用管理に関するマネジメント研修等の実施

##### ① 内容

育児・介護等で時間制約がある職員・準職員が活躍できる職場マネジメント、業務を複数人で担当する業務カバー・フォロー体制の構築、パワハラ・マタハラ・セクハラ防止等の雇用管理研修を実施し、管理職の雇用管理に関するマネジメント力の向上を図ります。

##### ② 実施期間

令和3年度～令和8年度 毎年度、研修を実施する